

令和2年9月3日

生徒・保護者の皆様へ

学校法人仙台育英学園
仙台育英学園高等学校
秀光中等教育学校
理事長・校長 加藤 雄彦

新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第30報】

－ 生徒の新型コロナウイルス感染疑いに伴う臨時休業について －

この度の新型コロナウイルスで感染された方々の一日も早いご快癒とともに、ご無念ながら症状悪化によりお亡くなりになられました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

多賀城校舎所属の生徒の**保護者**がPCR検査を8月31日（月）に受け、**9月3日11時30分に陽性であったと報告がありました**ので、**下記のとおり臨時休業を実施いたします**。なお、当該生徒は8月31日まで多賀城校舎に登校しており、同校舎における部活動にも同日まで参加しておりました。

臨時休業措置は、新型コロナウイルス感染防止対策として、生徒たちの健康・安全を第一に考えた上での判断ですので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

なお、当該生徒については、個人情報保護の観点から学年・氏名等の公表は致しませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

現在、当該生徒にはPCR検査のご協力をお願いしております。今後、当該生徒のPCR検査の結果が陽性となった場合には、保健所による濃厚接触者調査のために、必要に応じ感染生徒との関係について確認などを行うことがあります。その際には、ご協力の程よろしくお願いいたします。

加えて、PCR検査の結果が陽性となった場合、本学園と致しましては、保健所からの指示に従い、生徒の安全を確認しながら、学校再開に向けて最大限の対応を進めますので、緊急連絡等については、Classi、本学園ホームページ、緊急メールで、ご確認するようにお願いいたします。

記

1. 臨時休業期間・出席停止・出勤停止について

9月3日（木）午後2時から9月7日（月）までの期間を秀光中等教育学校学則第9条第3項及び仙台育英学園高等学校学則第8条第3項に基づく**臨時休業とする**。当該生徒のPCR検査が陽性の場合、当該生徒及び保健所から濃厚接触者と特定された者や新たに感染が確認された者については出席停止・出勤停止を行うとともに、秀光中等教育学校学則第9条第3項及び仙台育英学園高等学校学則第8条第3項に基づき臨時休業を延長する場合がある。

2. 臨時休業措置をとる校舎

宮城野校舎、多賀城校舎

3. 臨時休業期間中について

- (1) 臨時休業期間中に本学園校舎で新型コロナウイルス感染した生徒が、使用していた場所を中心に専門業者による消毒を確実にを行い、学校再開の際には生徒が安全に生活できるように対応する。
- (2) 臨時休業期間中の学習課題の連絡はClassiで行い、諸連絡はClassi、本学園ホームページで行

- う。また、Zoomによりオンライン授業を実施する。
- (3) 臨時休業期間中は、臨時休業措置をとる校舎の生徒の部活動への参加を禁止する。また、同校舎での部活動を中止とする。その後の部活動については、感染状況等を検討の上、必要に応じ連絡する。
 - (4) 不要不急の外出の自粛、日々の健康観察・検温等、生徒の健康管理の徹底をお願いする。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症のような症状がある場合（発熱等の風邪の症状、強いだるさ、息苦しさ（呼吸困難）、味覚・嗅覚障害）は、仙台市・宮城県の電話相談窓口（TEL022-211-3883、022-211-2882）に連絡し、相談・指示を受けるようお願いする。
 - (6) 生徒が、(5)のような症状が見られた場合には、本学園(022-256-4141)にも必ずご連絡をいただくようお願いする。
 - (7) 電話等により、生徒の体調や生活、学習状況について伺うことがある。

以上